

京都市告示第404号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成24年2月10日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名称	所在地	指定年月日
しまもと眼科	中京区西ノ京職司町72番地 ウエストフィールド103号	平成24年2月1日
ホリイ内科クリニック	下京区不明門通七条下る東塩小路町735番地の1 京阪京都ビル7階	平成24年2月1日
永谷クリニック	南区東九条河西町23番地 グランシャリオN'S 1階	平成24年1月1日
医療法人 千優会 しらす内科・外科クリニック	伏見区墨染町707番地	平成24年1月4日
上田医院	山科区上野御所ノ内町16番地の1	平成24年1月1日
医療法人千楨会 羽田歯科医院	上京区今出川通六軒町西入西上善寺町184番地の1	平成23年10月3日
株式会社クリハラ薬局	右京区太秦御所ノ内町27番地の17	平成24年1月1日
訪問看護ステーションそうま	上京区御前通今小路下る南馬喰町911番地	平成23年10月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)